

根がらみ前水田 チューリップ オーナー募集

関東一の規模を誇る「根がらみ前水田のチューリップ」のオーナーを募集します。

今回の申込みは、来春（平成 19 年 4 月）に咲くチューリップです。来春は、自分のチューリップを鑑賞してみませんか。

参加費 一口 500 円（何口でも可）

会場 根がらみ前水田（羽加美 4 丁目～羽中 4 丁目）

オーナー期間 平成 19 年 5 月 31 日(木)まで

※途中で退会した場合、原則として参加費は返還しません。

※チューリップ畑にオーナー参加者の名前を掲示します（希望者のみ）。

チューリップ球根の栽培管理などは、農家およびボランティアがオーナーに代わって行いますが、11 月の球根植付けや 5 月の球根掘り取りに参加することができます。球根掘り取りに参加した場合、一口あたり約 25 個の球根を差し上げます。



根がらみ前水田チューリップオーナー制度

球根の植付け・管理・掘り取りまでを支援する制度で、個人・企業・農家・行政が協働で栽培することを目的としています。※水田のオーナーではありません。

申込み・問合せ 羽村市観光協会（羽村市商工会館内） ☎ 555-6211 / 産業振興課産業観光係（産業福祉センター内） ☎ 570-0144



企画展

「汽笛が聞こえる」

今から 100 年以上も前、青梅線は青梅鉄道と呼ばれていました。この鉄道開通には、羽村の人たちの多くの努力と苦勞がありました。

100 年以上の歴史のひとつを切り取り、明治時代の時刻表や、沿線の行楽地の様子を紹介します。

期間 10 月 15 日(日)まで ※月曜日休館

(9 月 18 日(月)・10 月 9 日(月)は開館します)

時間 午前 9 時～午後 6 時（9 月 30 日(土)まで）

午前 9 時～午後 5 時（10 月 1 日(日)～15 日(日)）

入館料 無料

問合せ 郷土博物館 ☎ 558-2561



※写真はイメージです。

ゆとろぎ



ゆとろぎ催しもの情報

詳しくは、ゆとろぎ・図書館・スポーツセンターなど公共施設で配布している「月刊ゆとろぎ」をご覧ください。

平成 18 年度 文化庁「本物の舞台芸術体験事業」 モダンダンス公演 ～Modern Dance～ 優れた芸術、豊かな心

子どもたちに、本物の舞台芸術を身近に見て感じて、豊かな感性を育んでもらうために、文化庁と(株)全国公立文化施設協会の助成を受け行います。

日 時 10月24日(火)午後4時30分～

会 場 大ホール

対 象 原則として小学校4年生から高校生までの児童・生徒
とその保護者

入場料 無料

主 催 文化庁、(株)全国公立文化施設協会、羽村市教育委員会

申込み 電話または直接ゆとろぎへ

モダンダンス（現代舞踊）とは

自由奔放な動きで現代を生きる人間の内面を表現するダンス（舞踊）です。

常に時代の感性と思考を最優先する芸術です。

Modern Dance —

第一部「Rose Rose」 内田 香 / Kaoru Uchida 作品

テーマ主義から肉体を開放して、舞踊の原点であるダンサーを魅せることを第一に考えています。

バラの花の赤い色は、滅びと再生を繰り返しながら幾世紀の時を経て作られた色。それゆえに、華やかなのです。ゆっくりと降り積もるバラの花片を時間の経過として、花たちの生と死の営みを表現します。

Flamenco —

第二部「フラメンコ～アンダルシアの風」 蘭このみ / Konomi Ran 作品

かき鳴らすギター、魂を揺さぶる唄、音楽のうねりの中で押さえ込まれたエネルギーがはじけ静から動へ、体と心のすべての生命力をそそぎ一体となって踊る。圧倒的な存在感と全身全霊を込めて自己を表現するフラメンコ。

フラメンコの放つアンダルシアの匂い、魔性。そのすばらしさを踊ります。



Modern Dance —

第三部「ありす」 中村しんじ / Shinji Nakamura 作品



ものがたり（作品）のなかで、女性はあくまでも現代の一人の女性という扱いで進行していきます。

‘不思議の国のアリス’ という一般的に持つ印象、ファンタジーの性質をキーワードとしながら、この作品では、オリジナルで不思議なトタンの路地裏へ観客を引き込み、観客にトタンの裏側の世界を想像してもらいます。

加山雄三絵画展～愛をありがとう～

加山雄三トーク&ライブ（9月21日(木)開催）に合わせて絵画展を行います。

期 間 9月19日(火)～24日(日)

時 間 午前10時～午後5時

会 場 展示室

入場料 無料

※加山雄三トーク&ライブについては、ゆとろぎへ問い合わせてください。

生涯学習センターゆとろぎ

〒205-0003 羽村市緑ヶ丘 1-11-5

☎ 570-0707 FAX 570-6422

<http://www.hamura-tokyo.jp/>

✉ s703000@city.hamura.tokyo.jp



容器包装プラスチックは、必ず洗ってから、透明または半透明の袋で資源ごみBの日に出して下さい

最近、資源ごみBの日に収集している「容器包装プラスチック」の一部に、汚れたまま出されているものが多くなっています。汚れた容器包装プラスチックは、リサイクルできなればかりではなく、同じ袋に入っているすべての「容器包装プラスチック」が資源として利用できなくなります。必ず洗ってから出して下さい。

また、「容器包装プラスチック」を洗わずに「燃やせないごみ」の市指定収集袋で出す方がいますが、「容器包装プラスチック」は洗ってから透明または半透明のレジ袋などに入れ、資源ごみBの日に出して下さい。間違えないようにお願いします。

注意：洗うことが困難な容器包装プラスチック（わさびなどのチューブや納豆などのからし袋など）は、「燃やせるごみ」（青い袋）で出して下さい。

※「容器包装プラスチック」とは、洗剤の容器や食品が入っていたビニール袋など、中身の商品が消費されたり、商品と分離された場合に不要となるプラスチック容器やビニール包装のことです。「容器包装プラスチック」には本体やラベルにマークが付いていますので分ける際に確認して下さい。

問合せ 生活環境課生活環境係



容器包装プラスチックマーク

「私は大丈夫」と思っていないませんか？

悪徳商法は、高齢の方を狙っています

例えば…

- 「無料です」「近くで工事をしているから格安で」などと言われ、親切そうな販売員から高価な浄水器や高額なリフォーム工事などを契約したことはありませんか？ - 点検商法 -
- 「今度近くにお店を開店させるので、その宣伝のために」などと言って、近所の人を集め、日用品などを無料で配り、気分が盛り上がったところで、最後に高額商品（ふとん、健康機器など）を売りつけられたことはありませんか？ - SF（催眠）商法 -
- 「あなただけ特別に案内している。上場されると値上がり確実な未公開株がある。絶対に儲かる！」などと言い、株を売りつけられたことはありませんか？ - 利殖商法 -

高齢の方は、自分がだまされていることに気づかなかったり、被害にあってもだまされた自分が悪いと思って、誰にも相談しない傾向があります。

高齢の方の消費者トラブルを防ぐには、家族や近所の方の見守りが大切です。

— 見守りのチェックポイント —

- * 見知らぬ人が、よく出入りしている。
- * 家に見えない段ボールや商品がある。
- * 支払いに困っている様子が見えたり、たびたび金融機関に出かけている。

このような様子があったら、本人によく話を聞いてから、消費生活センターに相談して下さい。

問合せ 消費生活センター ☎ 555-1111



医療費の自己負担額などが変わります

医療保険制度の将来にわたる持続的かつ安定的な運営を確保することを目的として、健康保険法などの一部を改正する法律が公布されました。

そのため、平成18年10月1日から医療費の自己負担額などが変わります。

問合せ 保険年金課保険係

70歳以上の方

現役並みの所得がある方の自己負担割合

70歳以上または老人保健で医療を受ける方のうち、現役並みの所得がある方は、医療機関に支払う自己負担割合が2割から3割に引き上げられます。

●平成18年9月30日まで●

所得	自己負担割合
現役並み所得者 (上位所得者) ※1	2割
一般・低所得Ⅰ・Ⅱ	1割



●平成18年10月1日から●

所得	自己負担割合
現役並み所得者 (上位所得者) ※1	3割
一般・低所得Ⅰ・Ⅱ	1割

※1 70歳以上の方および老人保健医療受給者の方

のうち、一人でも一定の所得(課税所得145万円)

以上の方が同一世帯にいる方

※公的年金等控除の見直し・老年者控除の廃止に伴う経過措置

公的年金等控除の見直しおよび老年者控除の廃止により、現役並み所得となった方については、課税所得145万円以上213万円未満の場合は、平成18年8月から2年間、医療費が高額となったときの自己負担限度額が「現役並み所得者」ではなく、「一般」の限度額となります。

〔基準収入額適用申請について〕

現役並みの所得と判定された方でも、申請により、その世帯の高齢者の収入額が次に該当すると認められる場合、1割負担、または3割負担で自己負担限度額が「一般」適用となる場合があります。

〔1割負担の対象となる方〕

- 70歳以上の方および老人保健医療受給者の方が世帯に1人の場合：収入額383万円未満
- 70歳以上の方および老人保健医療受給者の方が世帯に2人以上の場合：合計収入額520万円未満

〔3割負担で自己負担限度額「一般」の対象となる方〕

- 70歳以上の方および老人保健医療受給者の方が世帯に1人の場合：収入額383万円以上484万円未満
- 70歳以上の方および老人保健医療受給者の方が世帯に2人以上の場合：合計収入額520万円以上621万円未満

※適用となるのは、申請の翌月一日からです。

申請に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 平成17年中の収入額がわかる書類(確定申告の控えなど) ※該当者全員分

申請先

保険年金課保険係